

## 政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証の失効について

〔 平成 20 年 2 月 29 日  
行政情報システム関係課長連絡会議了承 〕

ブリッジ認証局は、「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」（平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承。平成19年7月6日改定）に基づき、下記のとおり相互認証を失効させる。

### 記

- 1 認証局名  
日本司法書士連合会の日本司法書士連合会認証サービスに係る認証局
- 2 失効事由  
認証業務の終了  
（日本司法書士連合会にて新たに構築した認証局への移行が完了したことに伴う措置）
- 3 失効予定日  
平成20年3月18日